

<対策のポイント>

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けて、専門家による相談対応や発電事業継続のためのアドバイス、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、情報発信ツールの整備等の農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた民間団体等による取組を支援します。

<事業目標>

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入【令和12年】
- バイオマスの利用率（80%）【令和12年】

<事業の内容>

1. 専門家によるワンストップ対応型及び再エネ定着支援型

① 専門家によるワンストップ対応型

農山漁村地域への再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの相談への対応とともに、セミナー等の情報発信により再エネ法の活用等による地域との共生や地産地消に向けた再エネ導入を支援します。

② 地域の再エネ定着支援型

特に農林漁業者主体の小規模発電事業の定着に向けて、FIT/FIP制度の調達期間終了後における地域に欠かせないバイオマス発電などの事業継続に向けたアドバイス等の取組を支援します。

2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、発電以外のバイオマスのエネルギー利用の検証等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例等の調査・検証、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

<事業イメージ>

1. ①専門家によるワンストップ対応型



②再エネ定着支援型



2. 地域内未利用バイオマス資源の活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型

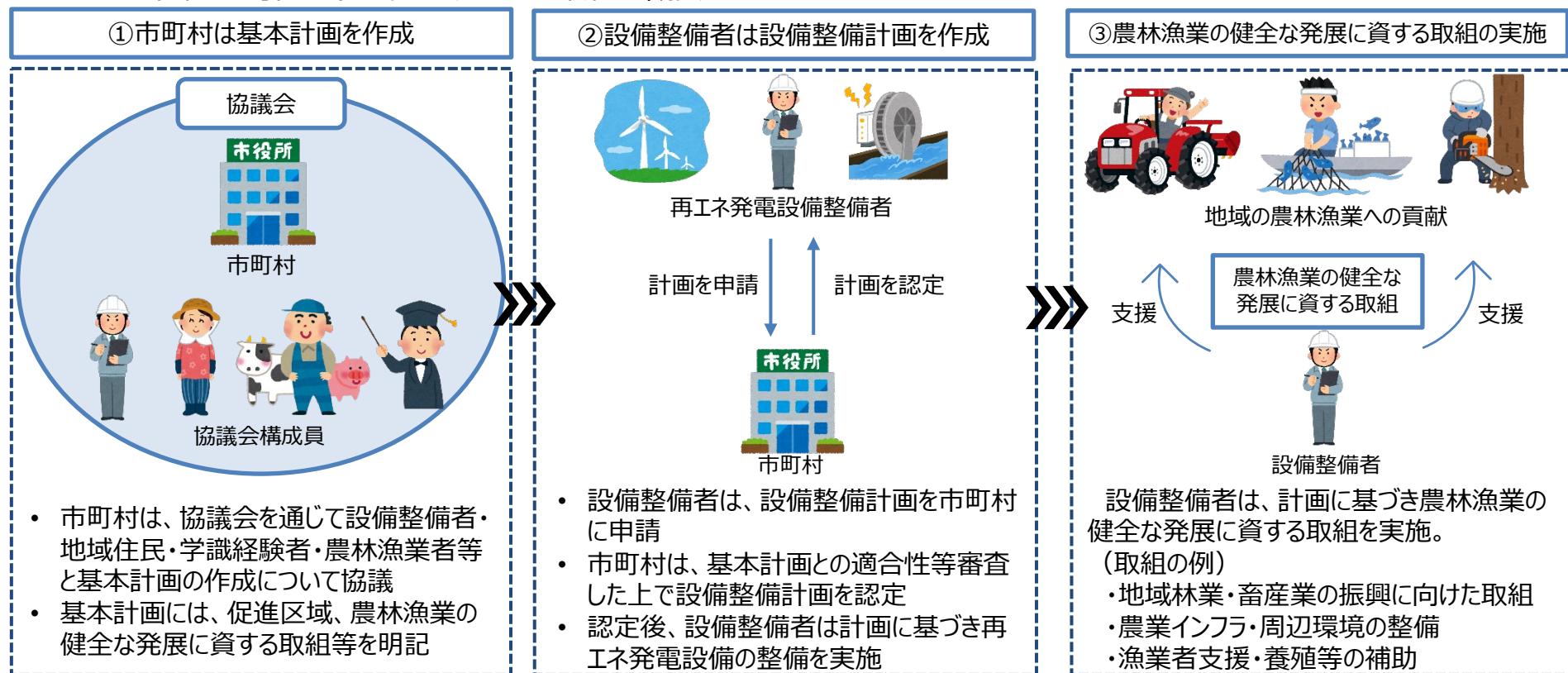


[お問い合わせ先] 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-1508)

農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

○農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の概要



本法に基づき、地域の理解醸成・円滑な合意形成や農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた農山漁村の活性化を推進